

1 事業実施内容

(1)総括

つがる三和会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行った。

①第一種社会福祉事業

- ・特別養護老人ホームの経営
- ・障害者支援施設の経営
- ・軽費老人ホームの経営

②第二種社会福祉事業

- ・老人デイサービス事業の経営
- ・老人短期入所事業の経営
- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・老人居宅介護等事業の経営
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ・老人介護支援センターの経営

③社会福祉法第26条の規定による事業

- ・居宅介護支援事業
- ・有料老人ホーム

(2)リフレッシュ運動の実施

職員の健康保持増進及び業務能率と利用者サービスの向上を図るとともに、労働時間を短縮し、職員のゆとりと活力ある生活の実現に資するため、平成22年8月1日からリフレッシュ運動を実施している。

- ・時間外勤務の縮減
- ・会議の効率的運営
- ・事務事業の簡素・効率化の推進

- ・執務環境の整備
- ・年次休暇の計画的使用の促進

(3) キャリアパス導入への取り組み

① 導入の目的

介護職員が将来展望を持って、現在の職場で働き続けられるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるキャリアパスに関する仕組みを、介護の職場へ導入・普及を図ることにより、長期的な人材の確保・定着を推進する。

また、介護報酬改定を踏まえた介護職員に対する適切な処遇改善を推進する。

② 要件等整備

要件等整備の指針となる「キャリアパスに関する要件等整備要綱」を策定し、この要綱に沿って、新たに級別資格基準表、昇格基準表の整備及び職務手当、資格手当等の支給について規定するなど給与規程の改正を行い、平成23年4月1日からキャリアパスを導入している。

(4) 介護保険システムの更新

従来利用していたシステムの使用期限が平成30年で終了するため新たなクラウドシステムを導入した。

これまでのシステムで不便を感じていた点

①より使いやすく、操作スキルを標準化

②無駄をなくして業務効率UP

③セキュリティの強化で情報保護等を再考

したことにより、申送り書・業務日誌等はデータ化され職員の業務改善だけではなくペーパーレス化にも寄与している。また職員はタブレット端末での記録入力により転記ミスもなくなり介護職員本来の業務に集中でき入居者様へのケア時間が増えている。

(5) 規則・規程の一部改正等

①社会福祉法人つがる三和会給付型奨学金制度運営規程の制定

当法人は、学校法人弘前城東学園弘前医療福祉大学短期大学と地域の介護福祉

人材育成等に関する連携協定書を平成29年7月25日締結したことに伴い運営規程を制定した。このことにより継続的に有望な学生を確保することができる。

②社会福祉法人つがる三和会公印取扱規程の一部改正

介護保険システムの変更により従来手書きで行われていた入居者様及び利用者様への領収書等の発行を電子化するにあたり第6条以降に下記の条項を追加した。

(電子公印)

第7条 コンピュータシステム(コンピュータ及びその関連機器により構成されたシステムをいう。以下同じ。)を利用して公印を押すべき文書を作成するときは、当該コンピュータシステムに記録した公印の印影(以下「電子公印」という。)を出力することにより、公印の押印に代えることができる。

2 公印保管者は、前項に規定する処理を行うときは、コンピュータシステムに記録した公印の印影が改ざんその他不正な方法で使用されないよう、適正に管理しなければならない。

(印影の印刷)

第8条 一定の文書を多数印刷するときは、電子公印を当該文書と同時に印刷して、公印の押印に代えることができる。

2 電子公印を印刷する場合、印刷物の都合により別表に定める寸法により難しいときは、これを縮小又は拡大して印刷することができる。

3 前項の規定による電子公印を印刷するときは、法人本部事務局長の承認を得なければならない。

4 印刷に使用した電子公印の原版は、公印保管者が厳重に保管し、常にその使用状況を明確にし、不用となったときは当該印影の原版を速やかに焼却、裁断等適当な方法により廃棄しなければならない。

(6)青森県指導監査

平成30年7月18日:障害者福祉就労継続支援施設(A型)三和の里、10月30日:ケアハウスいたや荘、12月6日:特別養護老人ホーム三和園、12月7日:特別養護老人ホーム白神荘を対象に、その運営状況等について県の指導監査が実施された。

指導監査の結果として、三和の里については平成30年8月10日付け東福第61号で青森県東青地域県民局長から通知があり、要改善事項二点が認められ改善報告書により報告済みである。また、ケアハウスいたや荘については、平成30年11月16日付け東福第55号で青森県東青地域県民局長から通知があり、指摘事項二点が認められ是正改善報告書により報告済みである。特別養護老人ホーム三和園・白神荘については指導監査の結果として、改善報告を要する指摘事項はありませんでした。

(7)事務処理の適正化に係る内部検査点検及び事務監査の実施

本年7月より事務局長が会計責任者になったことから常日頃から各施設の事務の管理状況及び執行状況を十分把握でき、速やかに問題点を指摘・是正することができた。その結果文書管理及び決裁処理において統一されていない部分が認められ今後はより一層の適正化を図るよう指導を行った。